

第3章

介入と地域メカニズムの形成 ロシア主導型地域協力枠組みの考察のための覚え書き

湯浅 剛

要約：

ロシアはソ連解体以来、安全保障や経済にかかわる多国間の協力枠組みをこの地域で主導してきた。その一方、影響圏ないしそれに類似した概念を用いて、この地域への行動・政策を一貫して正当化してきた。この非ウェストファリア的な概念はロシアにとっては伝統的な対外政策を体現するものである。旧ソ連・中央アジア諸国を含むユーラシア内陸部における地域メカニズムを理解するうえで、このようなロシアの政策的意図の把握は不可欠である。とはいえ、かつての宗主国・ロシアの介入の手段と能力は低減していることにも留意しなければならない。

キーワード：

国際秩序、宗主システム、影響（責任）圏、ロシア、集団安全保障条約機構（CSTO）

はじめに

ポスト・ソ連空間に展開する地域メカニズムとはいかなる特徴を備えているのだろうか？ この問題に端的に答えることは至難の業だ。冷戦期にソ連と「西側」との間に立ちだかっていた政治・経済・イデオロギーの強固な壁が打ち破られてからというもの、地理的な範囲、機能、構成メンバーの点で、実に多様な特徴をもつ多国間枠組みが重層的に編成され、また、それらは現在もなお「西側」諸国を巻き込む形で変化しているからである。

ただし、このような地域メカニズムを考えるうえで、ロシアはいかなる場合でも無視できない存在といえるだろう。ソ連が擁していた人口・領域の過半を引き継ぎ、域内で圧倒的な軍事力を備えているロシアは、地域メカニズムの編成においても、主導的な役割を果たしてきた。ロシア国内においても、ポスト・ソ連空間やその周辺を含めたユーラシア地域の安全保障を担うことの意義を強調する議論は、イデオロギー的あるいは歴史的な使命論とあいまって根強い。ソ連が解体してもなお、旧ソ連諸国には相当数のロシア系住民が居住し、また、ロシアの軍事的プレゼンスや要員・設備が残存していることは、これらの論調を支える根拠となっている。

ユーラシア内陸部における主要国の介入政策の特徴を理解するための一助として、ロシア主導型枠組みの特徴を表出するための手がかりとして、ロシアの介入政策に注目した議論を行うことが本章のねらいである。ただし、これらの枠組みの時系列的な制度化の記述よりも、ユーラシア内陸部の地域秩序を理解するための理論的な整理、そして実際にロシア政府が適用する「影響圏」概念の変遷について考察することに重点を置くことにしたい。

以下、第1節では中央アジアにおける国際秩序を考察するうえで「自立」と「介入」という作用の重要性を提示するとともに、同地域にてそれらの作用が織り成す秩序の特性として、非ウェストファリア的な構造が顕著であることを指摘する。第2節ではさらに、現在隆盛している一連の「帝国論」を踏まえながら、それらを本章の議論に適用するときの問題点を指摘し、「宗主国」「宗主システム」といった概念を意識した情勢分析の提案を行う。また、これらの概念整理をロシアの介入政策と中央アジア諸国との関係に適用する。第3節では、集団安全保障条約機構（CSTO）やユーラシア経済共同体といった地域協力枠組みへの参画の程度をふまえた、ロシアの介入程度について きわめて大まかなスケッチではあるが 整理し、そのなかでも CSTO の動向とその正当化根拠として適用される「CSTO 責任圏」なる概念について論じたい¹。

¹ 本稿の内容の一部は、筆者が行った次の口頭発表に基づいていることをお断りしておきたい。「中央アジアの国際秩序：『新たな国際システムの出現』？」（2008年10月24日、日本国際政治学会2008年度研究大会・部会3「ユーラシアの平和構築：秋野豊没後10年」）。

第1節 国際政治における介入：分析の手がかりとして

1. 中央アジアにおける自立と介入

現代国際政治における中央アジアの重要性について、二つの特徴を指摘しておきたい。第一に、この地域の地政学的な重要性について。ソ連の境界内にあったこの地域は、ソ連の勢力後退そして解体によって、主要国の影響力が縦横に及ぶ場となった。併せて、旧ソ連・中央アジア諸国は、ソ連撤退後も武力紛争が続くアフガニスタンと隣接している。そこには、タジク人やウズベク人など中央アジア諸国の主要民族が国境を越えて分布しており、地域情勢の連動性が高い。武装ゲリラの越境や麻薬の密輸など、アフガニスタンに端を発する不安定要因に脅かされる危険に苛まれている。これらをいかに抑制するかが地域のみならずグローバルな安全保障にとっても重要な課題と見なされているのである。また、2001年のアメリカでの同時多発テロ（9.11事件）をきっかけに、「テロリスト」を掃討すべくアメリカが軍事介入を始めたことで、地域の安全保障環境は劇的に変化した。

第二に、この地域に独立して間もない国々がひしめいていることからくる脆弱さに起因する重要性について。中央アジアの国々は独立して国際社会に参入した。社会主義体制からの転換をはかるこれらの国々に対し、各国からもさまざまな支援や介入がなされた。概して欧米的な規範を導入しようとするこれらの試みはしかし、裏切られている。「民主主義」も「市場経済」も、結局は地域の独自性におもねる体制が作られている。パキスタンやアフガニスタンを含め、この地域の国々は権威主義的な大統領制を採用し、野党や反対派は極めて冷遇されている。国民は国政に対する有効な異議申し立ての回路を持たないままであり、国民の不満はときに暴動に発展する。国民からの信任が潜在的に薄い、あるいは信任を得るための仕組みが成立していない、という点でこの地域の国家は弱い。また、国家を構成する民族の多様さ、国境管理や市民権の扱いを含めた制度の未成熟さ、といった点も国家の弱さの要因である。前述の安全保障上の関心と結びついて、安定的な政治体制の実現は、地域のみならず国際的な関心となっている。

以上のような整理は、中央アジア国際秩序における主体の多様性について、改めて注意を喚起させてくれる。そこでは、端的に言って、国家は有力ではあるが絶対的な主体ではない。また、国家の仕組みそのものが形成途上にあり、そのことがこの地域の国際秩序の一つの特徴となっている。このような地域の特徴の中では、内政不介入原則を絶対視する国際政治あるいは国家主権のイメージは適当でない。主権は国家にとって、時代の変遷とともに、国際政治において要求される資格として発展しながらも、擬制という性質から脱皮することはない。このような国際政治学における近年の議論の傾向²は、中央アジア諸

² 例えば、David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan*

国においても、いや、これらの新興諸国についてこそ当てはまるのではないだろうか。この擬制としての主権を補う形で、ある国家の主権に対し、非国家主体を含む他の主体からさまざまな作用が及んでいる。「介入」(intervention, вмешательство)こそ、それら一連の作用の総称である³。

筆者は、中央アジアが抱える特殊事情もまた、国際政治一般が直面する国家主権のあり方の変容と無関係ではないと考えている。むしろ、これまで国際政治が当然のように備えた資格とされてきた主権のあり方が、中央アジアという地域の中で、短期間のうちに同時進行で変わるさまは、現代国際政治の課題を集約しているようにさえ見える。たしかに、国際社会一般に見る、グローバル化の進展による国家の自立の縮減や主権の相対化は、中央アジアの現象とは逆方向に進んでいる。すなわち、中央アジア諸国では、帝政ロシアの植民地ないしソ連構成共和国として主権・自立が制約されていた状態から、独立することにより主権・自立のための権限や能力が拡張している傾向があり、これは、ウェストファリア体制における国家主権の絶対視から主権の変容・相対化へ、という国際社会の傾向とは異なるものである。しかし、国家主権のあり方の「落としどころ」を探る、という点では国際社会一般も、中央アジア諸国も同様の課題を抱えている。現代の中央アジア諸国がウェストファリア体制の最盛期のような主権のあり方を追求しようとしても、無理な話だろう。中央アジア諸国が独立国家として出発した1991年とは、既にグローバル化が相当程度進んだ時代であり、これらの国々もまた、この条件下で統治を行わねばならなかった。そもそも、ロシアや中国とともに、域外の大国・アメリカからの介入政策を受容している現実こそ、グローバル化が中央アジアにも及んでいる証であろう。短期間のうちに主権・自立が拡張しているという中央アジア諸国に共通する独自性は、その直前まで主権・自立が制約されていた歴史的経緯に由来した結果に過ぎないのではないだろうか。

2. 介入概念について

国家形成や自立のあり方が問われている以上、内政不介入原則を絶対視して、ある国家が他の国家の意思に反し関与することのみを介入行為と定義するのではなく、例えばジョセフ・ナイが定義するように、「主権国家の国内問題に影響を与える外部の行動」と広く捉

Governance. Cambridge: Polity Press, 1995, p. 100 [佐々木寛ほか訳『デモクラシーと世界秩序：地球市民の政治学』NTT出版、2002年、122～123頁] Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy*. Princeton: Princeton University Press, 1999.

³ 一般的に、介入とは「問題・事件・紛争などに、本来の当事者でない者が強引にかかわること」(広辞苑)と規定できる。主権国家の存立を前提とする国際法では、強制性の有無を区別し、強制的な介入は「干渉」(interveniton) そうでないものを「介入」(interference)と訳し分けているという(大沼保昭『『人道的干渉』の法理：文際的視点から見た『人道的干渉』』『国際問題』第493号、2001年。川田侃、大島英樹編『国際政治経済辞典』(改訂版)東京書籍、2003年。納家政嗣『国際紛争と予防外交』有斐閣、2003年、153頁)。

えるべきである⁴。政治の世界において、ある主体から別の主体への影響力の作用をともなう資源配分とは、経済の世界とりわけ合意に基づく市場での資源のやり取りと異なり、強制力の存在が大きい。国際政治における介入とは、資源配分の遂行をめざして、ある主体から別の主体へ、一定の強制力を伴ってなされる作用である。ただし、その強制力の程度や種類は多様である。介入は、外部からのメッセージや演説といった比較的強制力の小さい手段から、軍事侵攻という強制力の大きなものまで幅広い手段が考えられる⁵。また、介入の主体は、主権国家ばかりではない。現代では、主権国家が加盟する国際機構が、加盟国の委任のもとに介入することも常態となっている。

また、介入を「受ける側」の姿勢も、その介入のあり方を大きく左右するだろう。強制力の大きい介入行為でも、介入を受け入れる主体がそれを肯定的に容認していれば、効果の高い介入政策となろう。逆に、たとえ強制力が小さくても、介入を受ける主体が否定的であれば、その介入の効果は低まる⁶。

さらに、介入は主体間の力が非対称的なときに発生する行為である⁷。しかし、それは介入が国家の自立を蝕む行為であることと同義でない。たしかに国家が自立できる分野は、グローバル化の進展とともに著しく縮減され、国家が他者から受ける介入は増大していることになる。しかし、グローバル化の進展と国家の自立には反比例の相関があるとはいえない。むしろ、グローバル化とともに国家の自立のあり方そのものが変化している、ということができないのではないだろうか。現代の国家には、他者からの介入を自立のための便宜的要件としている場合もある⁸。独立後の中央アジア諸国がまさにそれに当たる。自国の独立や正当性を国際的に承認してもらうためにも、あえて他の主体からの介入を受け入れているのである。われわれが観察すべきは、グローバル化による国家の自立範囲の縮減ではなく、グローバル化による国家の自立のあり方の変容である。

以上の議論から、介入について、次のようなおおよその輪郭を浮き彫りにすることができたのではないか。国家は主体としての権限や能力を行使するための資格として主権を備

⁴ このような広義の定義は、稲田十一編『紛争と復興支援：平和構築に向けた国際社会の対応』有斐閣、2004年、所収の星野俊也による定義（同書7頁）にも呼応する。

⁵ 久米郁男ほか『政治学』有斐閣、2003年、49頁。Joseph S. Nye, *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History*. Sixth ed. New York: Longman, 2006, pp. 162-163.

⁶ このような、介入／被介入それぞれの主体の立場からの検討は、国際的相互依存さらには国際レジームをめぐる議論にも関連する。国家間の経済政策の協調が、国際的相互依存論の主な議論の対象であるが、安全保障政策にも議論を敷衍することは可能である。また、一連の介入行為を、ある国際的な制度や規範のセット（国際レジーム）が醸成される過程と捉えることもできる。それは、単に強制力の大きい、力や利益に基づく枠組みの形成ばかりでなく、強制力は小さくとも価値や規範を共有することで一定の主体に共通の認識が伝播・受容される過程でもある（山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、2008年、96～100頁）。

⁷ Stephen D. Krasner, "Sovereignty and Intervention," in Gene M. Lyons and Michael Masutandumo (eds.), *Beyond Westphalia?: State Sovereignty and International Intervention*. Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press, 1995, p. 229.

⁸ Nye, *op.cit.*, p. 164.

えている。介入とは、国家の主権が実体をともなっていない分野の間隙について行使される他の主体からの行為である。介入は「する側」と「される側」が相互に了解することで、協力やレジームの形成として評価される場合もある。これらの議論を現代の中央アジアに当てはめるため、さらに概念を整理・提示することが次の課題である。

第2節 中央アジア国際秩序をどう捉えるか

1. 旧宗主国としてのロシア

介入について、現代の中央アジア諸国は特殊な条件を背負った地域である。それは何よりもロシアとの関係によるところが大きい。現在の中央アジアの領域は、19世紀までにロシア帝国の版図に組み込まれ、革命後もソ連を構成する共和国として位置づけられた。連邦制度の下、中央アジア諸国は形式的には主権を認められてはいたが、実際の独立は1991年まで待たなければならなかった。また、独立後も軍の駐留や経済協力などの分野で、ロシアの影響を拭い去ることができないままにある。中央アジア諸国にとっては、グローバル化以前にロシア化があったのであり、現在もロシア化の作用は続いている。現代の中央アジアにおける介入を観察する上で、ロシアの存在を見逃すことはできない。

中央アジアに向けられる介入行為は、ロシアから発せられるものばかりでない。中央アジア諸国は国際社会に参入したことで、他の国際社会の諸主体 国家のみならず、国際機関や NGO など含まれる からの介入行為も多かれ少なかれ受け入れねばならない立場となった。特に、冷戦後の世界で唯一の超大国となったとされるアメリカや、ロシアに並ぶ地域大国としての中国の中央アジアに向けた政策は、中央アジア諸国の自立にとって重要な作用をもたらしていると考えられる⁹。

介入に関連して、もう一つ中央アジアの特殊性を挙げるとすれば、前節でも触れたが独立国家としての経験の少なさがある。独立国家として、中央アジア諸国は自立を追求する。他方で、独立直後であればあるほど、十分な自立能力を備えないまま国家を運営しなければならぬ条件を甘受しなければならなかったと考えられる。

このような中央アジアの特殊性を踏まえ、この地域の政治秩序をより精緻に議論するため、以下では更なる概念の提示を試みる。その際、ヒントとなるのが昨今隆盛している「帝

⁹ このような、旧宗主国ないし周辺の大国からの影響は、一般に、国際政治における中小規模の国々の情勢を理解するときに無視できない要素である。冷戦期を含め、(超)大国からの自立は、中小国の外交の主要課題の一つであった(馬場伸也編『ミドル・パワーの外交：自立と従属の葛藤』日本評論社、1988年。六鹿茂夫「衛星国の自立化：ルーマニア自主外交」伊東孝之、木村汎、林忠行編『講座スラブの世界7：スラブの国際関係』弘文堂、1995年、137～161頁)。

国論」である¹⁰。主権をとりまく状況の変化を前にして、多くの人々が立ち現れつつある新しい秩序を説明しようと試みている。「帝国論」の流行も、現代国際関係の前提としての主権国家の位置づけが変容していることを説明しようとするものの現れである。

帝国論は、現代の国際秩序をも射程に入れている。具体的には、アメリカやソ連 さらには、場合によってはその継承国家であるロシア を、単にレトリックとしてではなく、実態として帝国であったという前提から議論する研究が見受けられる。例えば、アメリカの歴史家ギャディスはこの二つの国を「冷戦帝国」とし、冷戦を両帝国が掲げる理念やイデオロギーの信頼性をめぐる戦い、また、同時代人たちの認識として「善と悪の争い」と捉えた¹¹。別の角度から帝国としてのソ連を捉えようとしたリーベンは、ハプスブルクやオスマン・トルコなどの諸帝国との比較を行い、それらとソ連との共通点を見出しながらも、ソ連解体が世界大戦をとまなうものではなかったことや、ソ連解体後にロシアの域外に取り残されたロシア系住民の帰還や処遇をめぐっても政治的動員による混乱が少ないことなど、過去の帝国の事例に比べその解体は穏健なものであることを強調した¹²。

帝国論に賛同するにせよ、しないにせよ、この一連の流行は、これまで国際政治学が大前提としてきたウェストファリア体制の原理が、相対的なものであること、また、その傾向が冷戦後という時期区分の中でより強まっている、という現実を反映したものであることは明らかである。本章冒頭の議論に引き寄せて考えれば、国際社会に参画する資格としての主権は、そのみでは実際の国際政治に何かしらの作用を及ぼすものとはならなくなりつつあり、ウェストファリア体制はその成立以来、多かれ少なかれ擬制としての側面を持っていた。そしてこの体制を補う、あるいは代替する他の原理についても並行させながら国際政治を観察する必要があることを、多くの人々が感じ取っている、ということを示している¹³。

もちろん、現代世界で主要国を軸として「帝国」が存在するとしても、それが歴史上実

¹⁰ 最近の主な先行研究として、以下の文献を参照。山下範久編『帝国論』講談社、2006年、山本吉宣『「帝国」の国際政治学：冷戦後の国際システムとアメリカ』東信堂、2006年。

¹¹ John Lewis Gaddis, *We Now Know: Rethinking Cold War History*. Oxford and New York: Oxford University Press, 1997 [赤木完爾・齊藤祐介訳、2004年、『歴史としての冷戦：力と平和の追求』慶應義塾大学出版会]。また、社会主義の理念を実現するため、諸民族に対してさまざまな「アフーマティヴ・アクション」を行った帝国として、スターリン時代のソ連の理念面での「帝国性」を議論したものとして、Terry Martin, *The Affirmative Action Empire: Nations and Nationalism in the Soviet Union, 1923-1939*. Ithaca and London: Cornell University Press, 2001を参照。

¹² Dominic Lieven, *Empire: The Russian Empire and Its Rivals*. New Haven and London: Yale University Press, 2002 [袴田茂樹監修、松井秀和訳、2002年、『帝国の興亡』(全2巻)日本経済新聞社]。

¹³ このような視点を比較的早い時期に提示した日本人研究者による議論として、中村研一「帝国と民主主義」坂本義和編『世界政治の構造変動1：世界秩序』岩波書店、1994年、183～243頁。

在した帝国と同一の統治構造を備えているわけではない。前述のリーベンや、イギリスの研究者・カルドーがアメリカを「帝国」視することに反論したように¹⁴、アメリカを含め現代の国家は、国際社会における資格としての主権を互いに認めた上で存在している。現代の「帝国」は、ウェストファリア体制での約束事と何かしらの接点がないと認められない。アメリカも主権という資格を備えた上で、ウェストファリア体制に参画している国家であり、「帝国」と自称することはない。また、アメリカのような対外行動は、従来の国際政治学で大国的行動ないし覇権として捉えてきた議論で充分ではないか、という考え方も可能である。確かに、ウェストファリア体制のように主権を重視する規範に基づく世界では、公式な帝国が形成される可能性は殆どないといってよい。しかし、主権をあくまで相対的な資格として捉え、国際政治における絶対的な要件としない、という観点に立てば、現代の「帝国」とは、公式には自らの行動をウェストファリア体制の規範に従って正当化し、他の主体への介入を行っている、ということも論理的には可能となる¹⁵。

以上のような、「帝国論」の諸論点を克服する上で、概念上、「帝国」よりも「宗主(国)」(suzerain)ないし「宗主システム」(suzerain systems)に着目したほうが、説明がよりの確になる場合がある。宗主とは帝国の中核的主体であり、語源的には「主権者(souverain)の上位者」として位置づけられる。宗主概念を適用することは、主権のあり方を相対的に整理することを可能にしてくれる。前述のように、現代の「帝国」がウェストファリア体制の約束事と接点を持たざるを得ないとすれば、「帝国」の中核となる主要国を(旧)宗主国として位置づけることによって、観察者に、主体間の主権の関係すなわち、介入をめぐる主体間の相関や、自立の程度についてより正確な描写を行うすべを提供できるのではないだろうか。

管見の限り、一連の「帝国論」の中で、このような現代国際政治における(旧)宗主国のあり方について精緻な議論を試みた論考に出会ったことがない。現代の「帝国論」はともすれば帝国圏内の地理的な諸条件、特に帝国の中核としての宗主国と、より下位の主体

¹⁴ Lieven, *op.cit.*, pp. 69-75; メアリー・カルドー(山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳)『グローバル市民社会論：戦争へのひとつの回答』法政大学出版局、2007年、177~178頁。

¹⁵ 当然、現代国際社会において、ウェストファリア体制とは異なる秩序の軸として「帝国」を置くことについて、疑問を呈する向きもある。統治形態としての帝国はもはや時代遅れであると断言する議論もある(ズビグニュー・ブレジンスキー[峯村利哉訳]『ブッシュが壊したアメリカ』徳間書店、2007年)。「帝国(システム)」を現代国際政治の中にかに位置づけるかという課題について、山本吉宣は次のような議論を展開している。彼は、他の主体の対外政策のみに非公式の影響力を及ぼす主体を「覇権国」、内政・対外政策双方にかかわる非公式の影響力を及ぼす主体を「帝国」と整理した。また、現在のような主権国家から成り立つ国際関係の中で、「帝国システム」が存在するとすれば、それは「一つの国家としての帝国とその影響力下にある国々から成り立つ」ものである、と論じた(山本、前掲『「帝国」の国際政治学』152~157頁)。

との領域的な諸関係を重視しないまま議論を進める場合がある¹⁶。これはいったい何故なのか。国際政治学では、特に英国学派では伝統的に、マーティン・ワイトが「諸国家システム」(states-systems)の対極としての「宗主システム」を提示して以来、宗主的な秩序についての議論が提示されてきた。「帝国論」の精緻化のためにも、一定の地域に影響・勢力を及ぼした(旧)宗主国の機能や役割について再認識した議論が必要ではないだろうか¹⁷。

国際政治における(旧)宗主国の位置付けを、中央アジア諸国にとってのロシアに当てはめることは、ロシアが帝政期以来中央アジアを併呑してきた歴史的経緯からも妥当であろう。また、ソ連解体後のロシアと中央アジア諸国との関係が、互いに国家としての資格を備えながら、完全に自立した同士というよりも双方の了解の上で成立している依存/被依存の関係であることを説明する上でも効果的である。

2. 影響圏と利益圏

ここでもう一つ、整理しておきたい論点がある。国際政治における力をどう捉えるか、という点である。近年の国家の位置づけや国際関係のあり方の変化は、国際政治において力とは何であるか、という問題についても再構成を迫っている。前述のナイなどによる介入の定義やその形態の分類は、力を行行使する主体やそれへの対処という立場から整理したものといえる。要は、力を関係概念として捉え、非国家主体を含めた多様な主体からの力の作用を考慮することが求められているのである¹⁸。

力を重視する国際政治観、すなわちリアリズム的な国際政治に対する理解は、ウェスト

¹⁶ 現代の「帝国」は領域性から解放されている、との理解も見受けられる(例えば、アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート[幾島幸子訳、水嶋一憲・市田良彦監修]『マルチチュード：帝国 時代の戦争と民主主義』[全2巻]日本放送出版協会、2005年)。

¹⁷ Martin Wight (ed. Hedley Bull), *Systems of States*, Leicester University Press, 1977. その後の議論や論点の整理について、Barry Buzan, *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalisation*, Cambridge University Press, 2004, pp. 22-23, を参照。ブザンがワイトのいう「3つの伝統」(マキャベリ主義、グロティウス主義、カント主義)を再構成するなかで、地理的要素の再認識を指摘したこと(*Ibid.*, pp. 205-227.) またそれに並行してブザン等の持論である「地域安全保障複合体」(Regional Security Complex)の議論を集成するに至ったのは偶然ではない(Barry Buzan and Ole Wæver, *Regions and Powers: The Structure of International Security*, Cambridge University Press, 2003.)。彼ら「コペンハーゲン学派」によって比較的早い時期に発表された帝国(あるいは宗主)システムと地理的配置に関する議論として、Ole Wæver, "Imperial Metaphors: Emerging European Analogies to Pre-Nation-State Imperial Systems," in Ola Tunander, Pavel Baev, Victoria Ingrid Einagel (eds.), *Geopolitics in Post-Wall Europe: Security, Territory and Identity*, Oslo: International Peace Research Institute, London: SAGE Publications, 1997, pp. 59-93. コペンハーゲン学派が提示した諸概念については、本書第1章の坪内論文も参照のこと。

¹⁸ 蛸山道雄「国際政治における『力』の概念とその再構成」廣瀬和子・綿貫譲治(編)『新国際学：変容と秩序』東京大学出版会、1995年、27~59頁。

ファリア体制と異なる原理においても可能である。このような、非ウェストファリア的な意味での力の作用は、従来「影響圏」(sphere of influence)という概念を用いることで捉えられてきた。前節でまとめたように、ある主体の主権が実体を伴っていない分野の間隙を縫ってなされる、別の主体からの力を伴った行為を介入と呼ぶとすれば、このような介入の方向が常に一定である地域、つまりある主体の介入が恒常的に行われ効果を示している地域は、その主体にとっての影響圏と捉えることができる。

影響圏は、ウェストファリア体制にあっても主権国家の枠を超えて形成されてきた領域である。影響圏分割にもとづく国際秩序の安定化、という発想は、近代の国際政治を通じてそれを担う者たちに存在していた。19世紀の「ヨーロッパ協調」は、ヨーロッパの五大国による勢力均衡を正当化させたものであった。また、20世紀後半の冷戦構造は、アメリカとソ連がそれぞれの影響圏を、相互承認するという前提で成立していた。国際秩序を「無政府的社会」と捉え、その文脈で影響圏について論じた言及したヘドリー・ブルは、19世紀の英露間「グレートゲーム」終盤期にインド総督をつとめた大英帝国の政治家カーゾン卿の言葉を引きながら、影響圏概念を初めて適用した人物として、19世紀後半に活躍した帝政ロシアの外相をつとめたアレクサンドル・ゴルチャコフを挙げている¹⁹。

ブルは影響圏と併せて、歴史的に「利益圏」(sphere of interest)や「責任圏」(sphere of responsibility)といった概念も適用されてきたことを示唆する。ブルによれば、利益圏を設定するのは「ある第三国の領域に関する植民地大国どうしの合意」である。それによって、その第三国の領域全てないし一部の領域がいずれかの大国の排他的利益圏となる、というのである。要するに、ある国家にとってゆるやかな影響圏から一步踏み込み、排他的に経済的な権益を獲得した領域が利益圏と呼ばれていた。さらにブルは、20世紀前半から中葉にかけて活躍したアメリカの論客ウォルター・リップマンによる次のような議論を援用して責任圏を説明している。すなわち、第二次世界大戦後の国際秩序について、世界全体を大西洋、ロシア、中国、インドの4つの地域システムに分割し、それぞれのシステム内では大国の優先的地位が承認される、というものである。つまり、ある大国の責任圏には、その大国とは一線を画す主権国家としての小国が存在しており、大国は善隣政策を追求することで小国の利益を保証する構造が描かれる²⁰。

以上のような影響圏についての図式をロシアの対外政策に当てはめると、19世紀までにロシアが漸進的に自らの影響圏として中央アジアでの地歩を固めた、とまとめることができる。1867年、タシュケントにトルキスタン総督府が設置され、ロシアはこの地に存在していたコーカンド・ハン国(1876年にロシア帝国に併合)、ブハラ・アミール国(1868年

¹⁹ Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*. Third Edition. New York: Columbia University Press, 2002 [白杵英一訳・2000・『国際社会論：アナーキカル・ソサイエティ』岩波書店], p. 212.

²⁰ *Ibid.*, pp. 215-216.

に保護国化)、ヒヴァ・ハン国(1873年に保護国化)を併呑した。ロシアはさらに南部のアフガニスタンや東部の東トルキスタン(新疆)にも攻勢をかけたが、日露戦争の敗北後、イギリスとの間に協商を締結し、英露間の利益圏が確定した。もう一つ例を挙げるとすれば、時代を下って1939年8月、スターリン政権のソ連がナチス政権のドイツと結んだ不可侵条約秘密付属議定書では、リトアニアとラトヴィア間の国境をもって独ソの利益圏の境界と規定された²¹。リップマンの構想は、その前後に提示されたアメリカのローズヴェルト大統領による「4人の警察官」構想 米英中ソによって第二次世界大戦後の世界秩序を維持するという構想 や、英ソによる東欧の分割構想である「パーセンテージ協定」(1944年10月)にも呼応している²²。さらにいえば、冷戦構造も、第二次世界大戦後に形成された米ソ間での一種の責任圏分割と位置づけることも可能であろう。

また、影響圏概念は、次のような欧米諸国による「人道的介入」のあり方についての議論にも関係してくる。アメリカなどが自国外の領域へ、さまざまな理念的根拠をとまなつて介入する事態こそが、良くも悪くも国際秩序のあり方を規定している場合が多い、という議論にも繋がる。国際関係論の中で絶えず議論されてきた勢力均衡やバンドワゴンとは、このような自立と介入の中で主権国家がいかに生存していくかという問題に直結する課題でもある。

以上、ロシアと中央アジアの歴史的経緯を織り交ぜながら、現代国際政治における自立と介入や、それにとまなう国家主権の変容、さらには「帝国論」から示唆される(旧)宗主国にとっての影響圏について、主要な議論の整理を試みた。現代の国際政治を理解するうえで重要と思われるこれらの現象や諸問題を、国際関係論の立場から中央アジアを扱った研究は、これまで軽視していたか、あるいは国家主権のあり方について無批判または固定的に捉え、ソ連解体前後の国際関係の誕生と動態をつかみきれていなかったのではないだろうか²³。

²¹ 大中真「バルト諸国の消滅と復活：ヨーロッパとロシアの狭間で」山内進編『フロンティアのヨーロッパ』国際書院、2008年、163～183頁、斎藤治子『独ソ不可侵条約：ソ連外交秘史』新樹社、1995年。

²² 田中孝彦「冷戦構造の形成とパワーポリティクス：西ヨーロッパvs.アメリカ」東京大学社会科学研究所編『20世紀システム1 構想と形成』東京大学出版会、1998年、216～251頁。

²³ ただし、本書の執筆にあたり参照した先行研究の中でも、以下の二つは、ソ連解体期の国家主権のあり方について詳細な分析を行っており、有益である。Edward W. Walker, *Dissolution: Sovereignty and the Breakup of the Soviet Union*. Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield, 2003; 塩川伸明『国家の構築と解体(多民族国家ソ連の興亡II)』岩波書店、2007年。また、社会主義体制における主権概念の変遷については、岩下明裕『「ソビエト外交パラダイム」の研究：社会主義・主権・国際法』国際書院、1999年、を参照。

第3節 ロシア主導の枠組みによって形成される「影響圏」

1. 介入の程度の変化

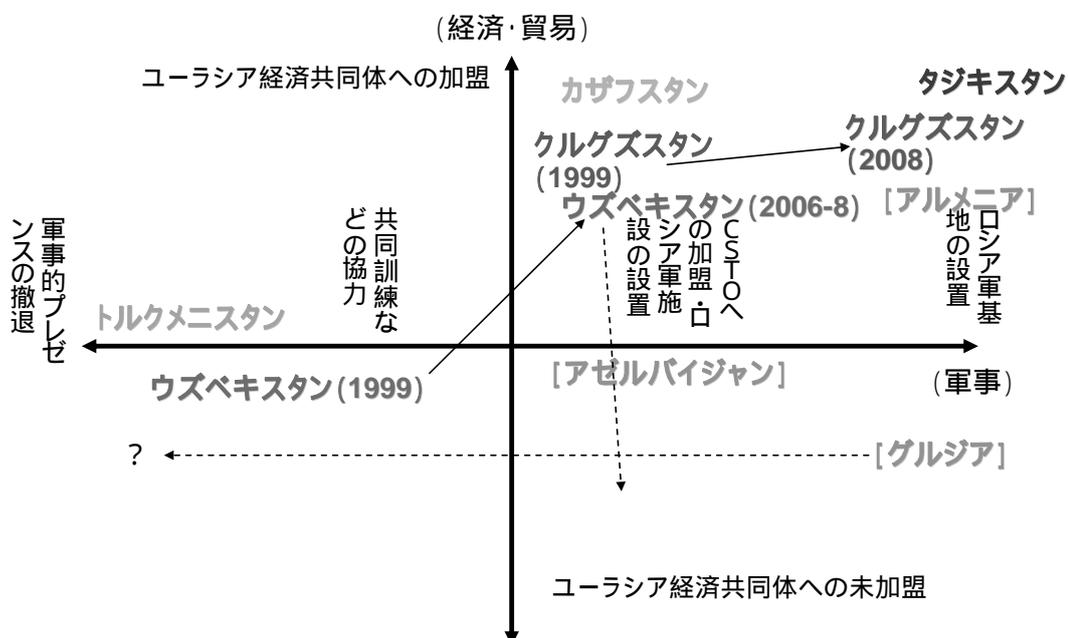
これまでの議論を踏まえ、ロシアによる中央アジア諸国への介入の程度について、図式化を試みたい(図1)。これは、前述のナイによる介入手段の類型化を応用したものである。横軸は主として軍事的な介入の度合いを、また縦軸はロシアによる経済的な介入の度合いを示している。軍事的介入の度合いは、ロシアの軍事的プレゼンスの有無を両極端とし、ロシアが主導する安全保障協力枠組みである「集団安全保障条約機構」(CSTO)への加盟²⁴や、ロシアとの共同訓練などの実施状況も加味した。また、経済・貿易の介入度の指標としては、やはりロシア主導の枠組み「ユーラシア経済共同体」への加盟²⁵を考慮した。参考までにコーカサス諸国(アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア)についても位置付けてみた²⁶。この概念図は、議論のためのたたき台として現時点の筆者の考え方を示すものであり、今後さらに中央アジア諸国の対ロシア貿易依存度等を加味して精緻化していく必要があると認識している。

²⁴ 2008年現在、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、クルグズスタン、ロシア、タジキスタン、ウズベキスタンが加盟。同機構の概要については、湯浅剛「ロシア・中央ユーラシア：地域の概要」広瀬佳一、小笠原高雪、上杉勇司編『ユーラシアの紛争と平和』明石書店、2008年、88～89頁。

²⁵ アルメニアを除くCSTO加盟国がユーラシア経済共同体の正加盟国。オブザーバー国として、アルメニア、モルドワ、ウクライナ。

²⁶ 以下の議論について、報告者自身による過去の考察を参照してほしい。湯浅剛「ロシアの対中央アジア政策：安全保障をめぐる『選択的関与』の実際」松井弘明編『9.11事件以後のロシア外交の新展開』日本国際問題研究所、2003年、123～148頁。Takeshi Yuasa, “Russia’s Policy toward Central Asia: Tendencies of Limited Engagement,” in Adam Eberhardt and Akihiro Iwashita (eds.), *Security Challenges in the Post-Soviet Space: European and Asian Perspectives*. Warsaw and Sapporo: The Polish Institute on International Affairs, and Slavic Research Center, Hokkaido University, 2007, pp. 118-135.

図1 中央アジア諸国へのロシアの介入度の概念図



近年、被介入度が如実に変化した国がある。クルグズスタンとウズベキスタンである。クルグズスタンは、もともとロシアへの依存度が高かったが、2004年の空軍基地開設によって、軍事的にもロシアの介入度が高まった。ウズベキスタンは1990年代末までロシアの影響から離脱する傾向にあったが、二国間レベルで「戦略的パートナーシップ条約」(2004年)および「同盟関係条約」(2005年)を相次いで締結した。その後、ユーラシア経済共同体への加盟、CSTOへの復帰も果たした(ともに2006年)。ただし、ウズベキスタンについては2008年に入って、ユーラシア経済共同体への加盟を一時停止し(10月)、CSTOにも部分的に参加する姿勢を強めている。

このようなロシアを軸とする軍事・経済面での糾合状況、また、ロシアの政策的意思は、カスピ海以東のポスト・ソ連空間にロシア中心の「宗主システム」編成の可能性を示唆している。しかし、仮にそのようなシステムが編成されるとしても、現状では中央アジア諸国の主権も維持されていることも指摘しなければならない。現代の中央アジア諸国は、独自の外交権を備えていることから、それらをロシアの「属国」「保護国」として捉えることは間違っている。前述のロシアの軍事的プレゼンスについても、特にタジキスタンでは国内の治安を維持するうえでも重要な組織であるとはいえ、それ以外の国での存在意義は明らかに形骸化しつつある。現在部隊規模の軍がロシアから派遣されているクルグズスタン

とタジキスタンでは、2001年の9.11事件以後、併せてアフガニスタンにおける作戦を支援するため欧米諸国の軍隊が駐留していることも、ロシアによる介入の影響を相対的に弱めている。さらに、前述のCSTOならびにユーラシア経済共同体にしても、ロシア主軸の地域主義形成のための手段として必ずしも有効に機能していないことが指摘されて久しい。帝政期以来の言語や文化の導入に伴うソフト・パワーは、中央アジア諸国に依然として根強く浸透しているとはいえ、ロシアが中央アジア諸国を統合しうる理念やアイデンティティを提示することは困難である。むしろ、ソ連解体後は、資源やエネルギーの分配や国境管理の問題などで、中央アジア各国の競合性の方が地域協力や統合の姿勢よりも勝っている。中央アジア地域の安全保障問題を長年観察してきた、ある研究者をして「ヴァーチャルな地域主義」と名づけられるに至ったほどである²⁷。

英国学派による「諸国家システム」と「宗主システム」との間の振り子のアナロジーになぞらえれば、仮に現在の中央アジアに宗主システムが機能しているとしても、それは帝国（＝ソ連）的統治から多元的な独立主体による、自立的な傾向の強いシステムへのゆり戻しと捉えるべきかもしれない²⁸。実際に、ロシアの政策的意思とは裏腹に、中央アジア諸国に向けた介入のための能力と手段は、中長期的には低減する傾向にある。

2. 「CSTO 責任圏」概念の浮上

中央アジア諸国は概して軍事・経済分野でのロシアとの関係を維持・緊密化させる傾向にある。唯一、ロシア主導の多国間枠組みから外れているトルクメニスタンも、経済関係（特に自国産天然ガスの買い取り・輸送経路）でロシアへの依存度は高い。ソ連解体後、ロシア自身も折に触れ中央アジアを含めた旧ソ連空間を「近い外国」「利益圏」といった地域であると位置づけて憚らない²⁹。

この点に関して、特にCSTOの枠組みで近年興味深い概念が多用されていることに注目したい。「CSTO 責任圏」(Зона ответственности ОДКБ, Zone [Sphere] of responsibility of CSTO) というものである。管見の限り、この概念が最初に適用されたのは、2006年6月23日にミンスクでの首脳会合で署名された「機構活動の効率化・改善に関する集団安全保障条約機構加盟国宣言」と見られる。ちなみのこの会合は、前述のウズベキスタンの再加盟が正式に決まったイベントでもあった。2008年に入ってから、あるときはグルジア紛争と絡めながら、この概念はロシア政府幹部によって多用された。例えば、紛争直後の9

²⁷ Roy Allison, "Virtual Regionalism, Regional Structures and Regime Security in Central Asia," *Central Asian Survey*, Vol. 27, No. 2, 2008, pp. 185-202.

²⁸ ワイトの議論を応用して、国際システムの推移を振幅運動になぞらえて議論したものとして、Adam Watson, *The Evolution of International Society*. London: Routledge, 1992.

²⁹ Yuasa, *op.cit.*, p. 121. ロシア政府による影響圏概念の適用は、前節で整理したブルヤリップマンによる整理に概ね適したものと見られる。

月5日、モスクワで開催された CSTO 安全保障会議（首脳会合に相当）で採択された宣言文にこの文言が盛り込まれた。また、11月11日にボルジュジャ CSTO 事務総長がカザフスタンに訪問した際の議題の一つとしても、この問題が協議されたという。さらに2009年2月の CSTO 首脳会合でのメドヴェージェフ大統領の記者会見にもこの文言が現れた。

ロシア政府がどこまで意識してこのような概念を用いているのか、筆者自身の取材不足もあり不明な点が多い。ただし、前述のプザンによる影響圏概念の整理になぞらえれば、ポスト・ソ連空間についてロシアが漠然とした影響圏意識から、次第により具体的なものへと計算してこの概念を活用していることが推測される。もちろん、CSTO 責任圏すなわちソ連の影響圏の復活という図式を当てはめることはできない。CSTO 責任圏とは、同機構加盟国ならびにその国軍の施設が展開している地域と推測できることから、東欧諸国やアフガニスタンを含めたソ連時代の影響圏の版図には匹敵しない。また、かつてのようなソ連の「制限主権論」を押し進める能力をロシアが備えているとも考えられない。とはいえ、ソ連解体以後の一連の影響圏の主張は、ロシアがゴルチャコフ以来の対外政策の伝統を依然引き継いでいることを窺がわせている。

結びにかえて

本章は、「介入」という概念を軸にすえることによって、ソ連解体後の中央アジアを含めたユーラシア内陸部における国際秩序や地域メカニズムの形成に関する視座を提供する試みであった。旧宗主国としてのロシアの位置付けを強調するあまり、この地域の特異性を押し出す議論となってしまったかもしれない。しかし、旧ソ連・中央アジア諸国を含むユーラシア内陸部における地域メカニズムを理解するうえで、このようなロシアの政策的意図の把握は不可欠である。ロシアの行動を見る限り、CSTO やユーラシア経済共同体といった地域協力の枠組みや、それらから成り立つ地域メカニズムとは、介入政策を果たすための媒体と見なすことのできる場面は多い。また、ロシアは独自の影響圏概念を駆使することで、介入の意思を示してきたといえるのではないか。

他方で、ロシアによる介入の手段と能力は低減している傾向にあるといえる。中央アジア諸国への介入度の強弱を左右する要因は、外発的なものばかりでなく、すくなくとも中央アジア各国の主観では、内発的なものがある。中央アジア諸国の自立志向は、外交上の儀典から実際の国境や国籍管理といった国家機能の現業にいたるまで、不十分ながらも主権国家としての態度に表出されている。これらもまた、中央アジアを含めたユーラシア内陸部の地域メカニズムを構築する要素なのである。

主要国からの介入と域内各国による自立志向とのせめぎあい、このような論点の抽出は、平板にすぎるだろうか。それは国際政治の日常を表しているにすぎないのだろうか。

中央アジアに関する限り、筆者はこの論点が退屈なものではないという論陣を張っていきたい。本文で示したように、そこにはウェストファリア的なものと非ウェストファリア的なそれという、もう一つの相克の構造が見えるからである。現代の国際社会の一員である以上、ロシアもまたウェストファリアの呪縛のなかにある。しかし、そこから発せられるメッセージや行動は、明らかにウェストファリア的な概念に囚われない意思に満ちている。このロシアの姿勢が地域メカニズムにいかなる影響を与えているかについては、筆者は稿を改めて考えてみたいと考えている。